

## 1. 「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づく市民福祉（市民の誇り）

神戸市では、昭和52年（1977年）に、全ての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」（以下「市民福祉条例」という。）を制定しました。

「市民福祉条例」では、福祉は行政のみが提供するものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となり、かつ、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定め、市民福祉の理念を実現するために、これまで、市民福祉条例に基づき、時代に合った市民福祉総合計画を策定し、市民・事業者・行政の連携と役割分担による先駆的取組みを行ってきました。

特に、平成元年4月に、全ての市民がともに生きる社会（ノーマライゼーション）の実現を目指し、高齢者・障がい者（※）等の自立や社会参加を支援する福祉施設等と、緑豊かな自然の中で全ての市民がリフレッシュできる都市公園を一体的に整備した「しあわせの村」を開村し、今も多くの市民が身近に利用し、相互理解・交流しています。

また、高齢者や障がい者、子どもなど、生活するうえで福祉の支援を必要とする方々の在宅・施設福祉サービス並びに家族への支援策等を拡充してきたと同時に、小学校区などの地域を軸として、ふれあいのまちづくり協議会の結成や、地域福祉センターを面的に配置し、市民による率先した福祉活動を支援してきました。



地域での給食会の様子（「すこやか友が丘」）

平成7年（1995年）1月の阪神・淡路大震災では、都市基盤の脆さを露呈しましたが、その一方で、市民福祉が理念とする人のつながりの強さを改めて知りました。すなわち、地縁などの従来から大切にされてきた絆とボランティアなどの新しい絆が連帯して「人間性」「人間らしさ」により献身的活動が行われ、また、事業者及び行政もともに、懸命になって被災された市民の支援活動を続けました。

このときの、市民・事業者・行政の協働と参画の経験は、未曾有の災害から15年を経て復興した神戸の、全ての市民の貴重な財産となっています。

また、平成12年（2000年）には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、社会福祉の基本的事項として、「地域福祉の推進」が定められました（第4条）が、社会福祉法の理念や目的は、まさに市民福祉条例のそれと同じものであり、市民にとっては、神戸が長きにわたって辿ってきた道が普遍化されたものであると、誇りを持って言えます。

さらには、市では、近年の法令の制定・改正により順次整備されてきた、介護保険事業計画などの分野別計画が進展し、また、「措置から契約」へと福祉の枠組みが変化する中であって、市民ニーズの増加に対する福祉基盤の拡充（あんしんすこやかセンターの面的整備、障がい者に対する自立支援サービスの拡充など）、在宅サービスをはじめとする制度の充実により対応してきました。

#### 「障がい」の表記について

国の障がい者制度改革推進会議は、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成22年6月7日）において、障がいの表記について次のように示しています。

「『障害』の表記については、『障害』のほか、『障がい』『障碍』『しょうがい』等の様々な見解があることを踏まえ、障害者の『者』にあたる部分の表記の在り方も含め、推進会議としては、今後とも、学識経験者等の意見を聴取するとともに、国民各層における議論の動向を見守りつつ、それぞれの考え方を整理するなど、引き続き審議を行う。」

本市では、神戸市障害者施策推進協議会において、「障がい」の表記について議論されており、「神戸市障害者保健福祉計画2010後期計画」では、「障がい」と試行的に表記した上でさらなる審議が行われています。

現時点では、それぞれの表記に関して賛否がありますが、本市では、第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」及び「神戸2015ビジョン」などとともに、本計画（要約版等を含む）では、法令・条例等に基づく表記を除き、「障がい」とひらがな表記を用いたうえで、国や市の審議等の方向性を踏まえて、柔軟に対応していくこととします。

## 2. 市民の福祉をめぐる情勢の変化と不安の広がり

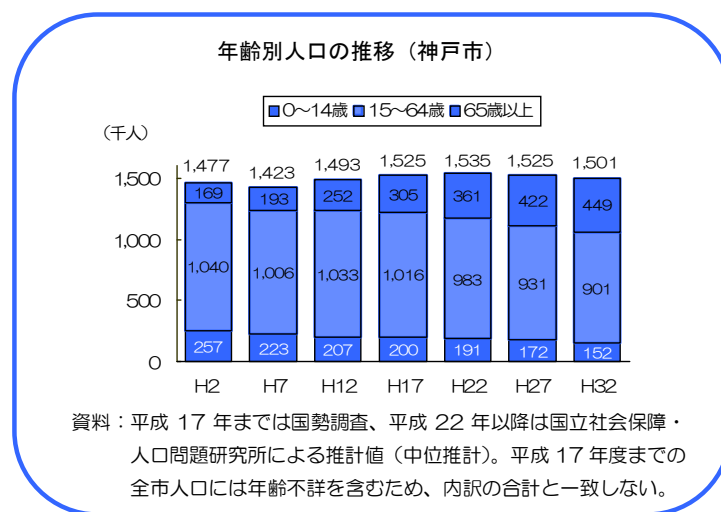
一方、この間に、市及びわが国の社会情勢は、急激に変化してきており、その結果、市民の安心・信頼が脅かされ、不安が広がっています。

### (1) 生活不安の増大

少子超高齢・人口減少社会の到来を迎え、家族構成などの生活様式もかつてとは大きく異なったことなどによる、生活する上での不安が増大しています。これからは、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯などが急増する一方で、支え手となる世代が減少することが予測されていますが、市民の生活上の不安を克服し質の高い生活を確保するためには、今後ますます共助と公助が両輪となった福祉の取組みが必要です。

成年後見などの権利擁護の必要性がますます高まることを踏まえ、市民の目線で権利擁護を支える仕組み、自然災害が増加する中、災害時に市民同士が支え合うことができるよう体制を構築することなどが急務となっています。

さらには、将来を担う子どもたちの世代が、安心して成長できるよう、元気の出る神戸づくりを行う必要があります。



### (2) 制度に対する不安の広がり

市民一人ひとりが抱える福祉・医療・健康に対するニーズは、複合化・多様化しています。また、市民にとって、度重なる制度改正や制度そのものが専門分化していることは、かえって、制度の隙間を生じさせており、相談や利用のしづらさにつながるなど、制度への不安を招いています。

国の福祉制度に関しては、これからの 5 年間にも、介護保険制度の改正（平成 24 年度）、障害者自立支援制度の改正（平成 25 年度）、子ども・子育て新システムの本格施行（平成 25 年度）など、大幅な制度改正が予定されています。

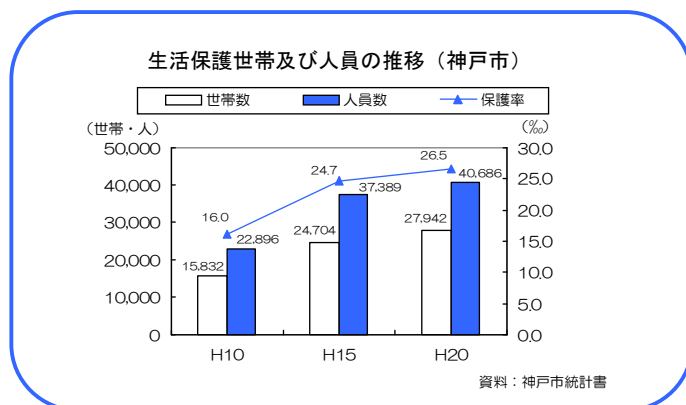
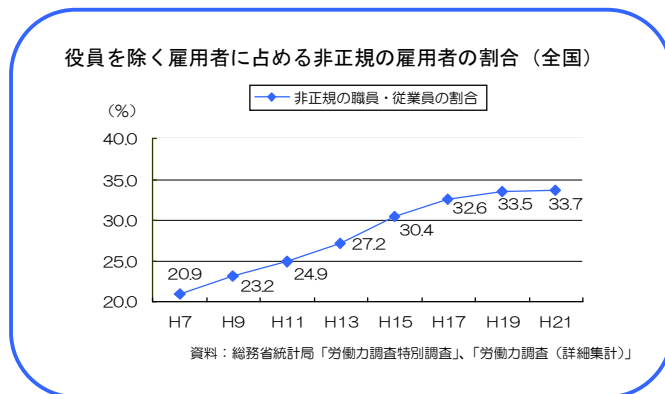
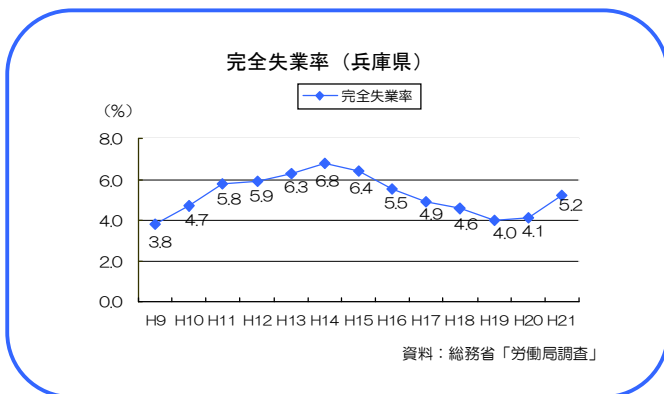
さらには、国と地方との間では、地域の実情に応じた福祉を推進することなどのために、地域主権に向けて協議が行われているところであり、将来を見据えた安心できる市民福祉の構築が必要です。

### (3) 雇用不安の深刻化

経済のグローバル化と景気の低迷は、日本型雇用慣行と呼ばれた仕組みを変容させ、失業者数の増加や、特に若年者の非正規就労の増加などの深刻な雇用不安を招いており、本市においても景気・雇用の低迷が続いています。

また、景気の低迷は、障がい者やひとり親家庭などのハンディキャップを有する方の就労を阻害する要因となっており、しっかりとした就労支援対策や働く場の創出につながるような対策が必要です。

生活保護についても、受給者の急激な増加傾向にあります。市民が保護を受けている状態から可能な限り自立するための仕組み、就職困難者の生活をしっかり支える仕組みが必要です。



## (4) 社会から孤立する市民の存在

市民の中には、希望する福祉・医療等のサービスを利用することができない方、サービスを利用する方法を知らない方、さらには、地域で生活する上での近隣とのつながりが断ち切られている方、悩みを打ち明けられず孤立している方がいるなど大きな課題が生じています。

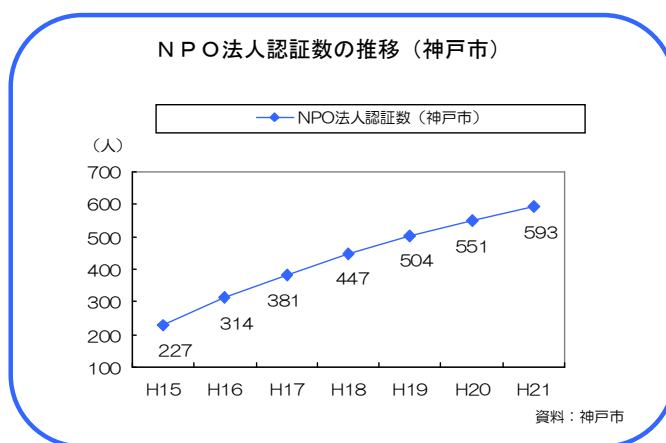
市民のサービス利用を保障するとともに、社会的なつながりを保ち、孤立を防ぐ対策が必要です。

## (5) 市民の地域福祉活動の変化

市民の福祉活動も変化してきています。地域住民組織の活動者の世代交代が進まない地域や、地域で意見交換の場が少ない地域では、活動の縮小・停滞を招いている例や、活動が地域全体からの評価につながらず、住民間の意見相違などを招きかねない状況が生じています。

他方、既存の地域住民組織活動とは別に、同じ課題又は同じ関心を持つ市民同士などにより、支援が必要な市民に寄り添う活動も盛んになっており、ボランティアグループやNPOによる活動が総じて増加しています。

地域での福祉活動を活発化するために、活動する市民を増やしていくとともに、市民による支援のあり方も多様化していることから、それぞれの活動者が主体的につなかりを築いていくことが必要です。

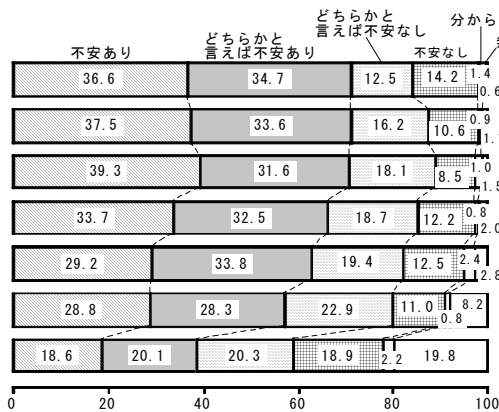


## 市民の意識から

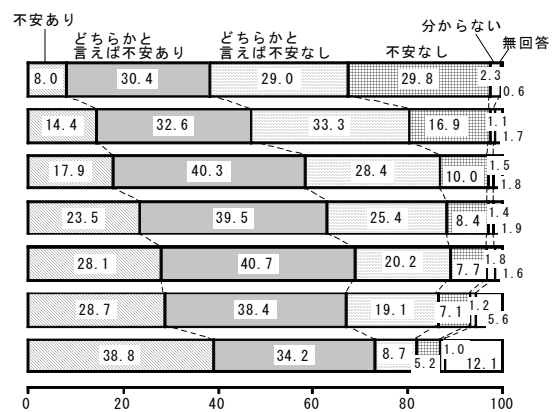
市民の日常生活上の不安は、年代別にも異なり、若い世代は高年齢の世代と比べて、「収入や生活費」、「仕事」、「住まい」などの不安が大きく、高年齢の世代は若い世代と比べて、「身体や健康」、「気軽に相談できる知人がいない」、「孤独であると感じる」などの不安が増えています。

### 【年齢別・日常生活上の不安(市民福祉に関する意識調査(平成22年3月実施)結果より)】

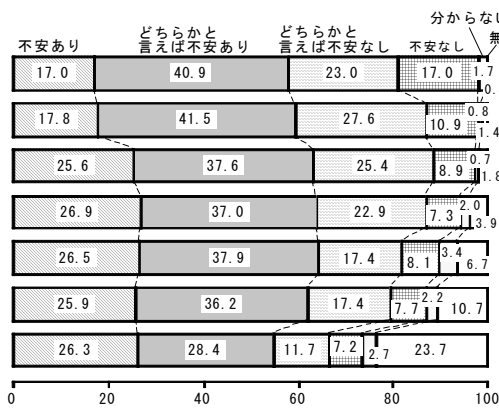
<ア. 収入や生活費のこと>



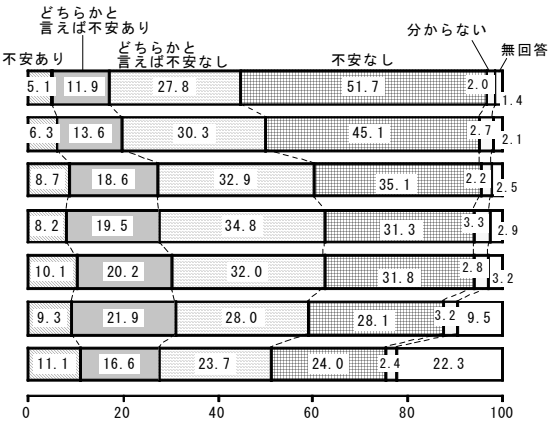
<イ. 自分の身体や健康のこと>



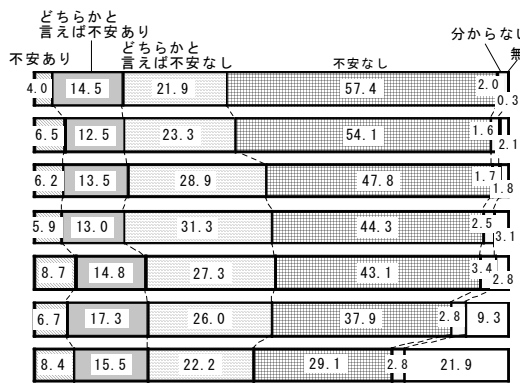
<ウ. 家族の身体や健康のこと>



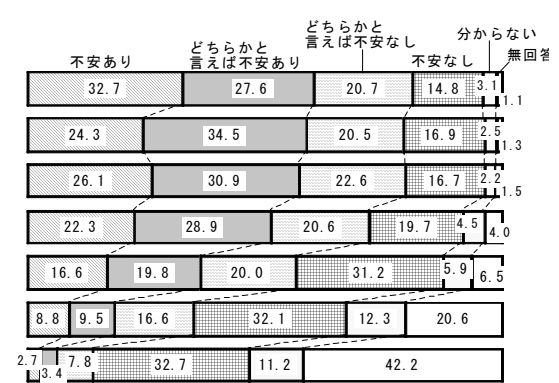
<エ. 気軽に相談できる知人がいないこと>



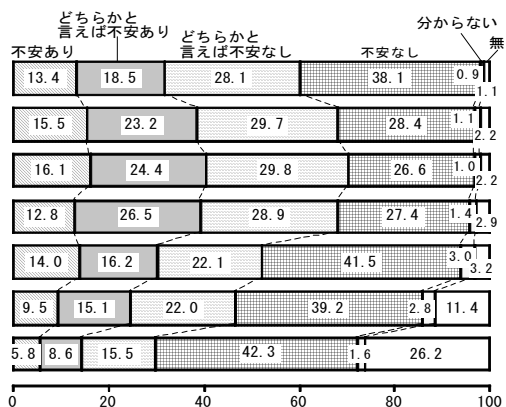
<オ. 孤独であると感じること>



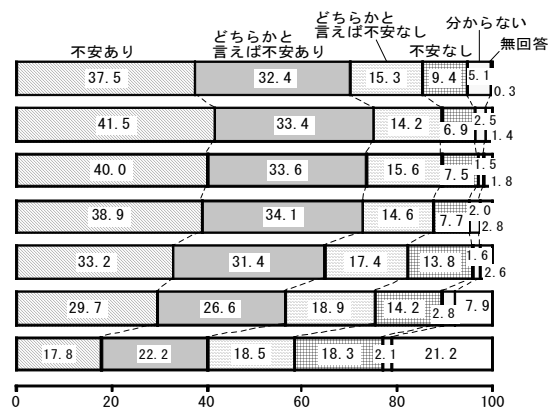
<カ. 仕事のこと>



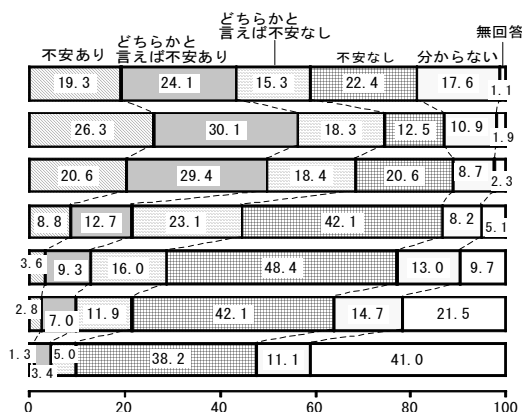
<キ. 住まいのこと>



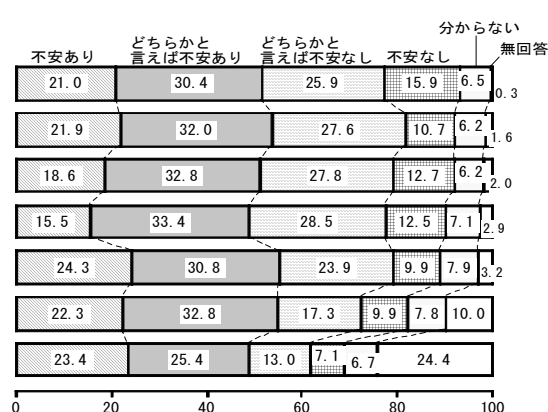
<ク. 年金や健康保険のこと>



<ケ. 子育てや教育のこと>



<コ. 事故や災害にあうこと>



(「市民福祉に関する意識調査(平成22年3月実施)」の結果の概要は、参考資料をご参照ください。)

### 3. 神戸の強み・神戸らしさをいかした課題の克服に向けて

市民が有している諸課題に対して、寄り添い、克服していくためには、市民・事業者・行政のそれぞれの機関が有している対応力を連携・結集して、対応する必要があります。

幸い、神戸には、市民の生活圏域（※）に、地域福祉センターという身近な拠点があり、ふれあいのまちづくり協議会が結成されて、様々な活動を行っているという、実践の積み重ねがあります。

（※生活圏域については、第2章に記載）

さらには、高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）は、概ね中学校区に設置され、見守り推進員という市ならではの職員も配置されています。障がい者の支援については、概ね行政区ごとに設置している障害者地域生活支援センターの活動とネットワークづくりが進んでいます。子育て支援については、区役所の子育て支援室を中心に、関係機関との連携による活動が増加しています。

地域には、社会福祉施設が数多く設置され、生活協同組合による支え合い活動も盛んであり、NPO法人も組織化が進んでいます。

これらは、神戸の強みであり、これらを活かして不足している部分を補っていく必要があります。

新たな市民福祉の計画づくりとその実行については、市民・事業者・行政の協働と参画をさらに進め、現在の課題を克服していくと同時に、市民福祉条例の理念に基づき、全ての市民が人と人とのつながりを大切にするとともに、全ての市民の人権が尊重された、ユニバーサルデザインが広く浸透する安心・支え合いの市民福祉を構築していく必要があります。



高丸ふれあいのまちづくり協議会主催の行事



北須磨団地自治会等主催の行事



【区別の主な拠点等】

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計	
人 □	209,926	129,948	124,976	110,824	230,094	104,943	169,778	225,624	250,674	1,556,787	
小学校区	14	12	11	10	34	14	20	23	28	166	
地域福祉セクター	15	14	16	15	33	20	21	24	29	187	
民生委員 ※1	217	198	198	184	292	235	218	265	306	2,113	
主任児童委員 ※1	30	34	32	32	48	37	41	36	36	326	
友愛訪問グループ (注1)	61	83	107	181	187	329	136	232	42	1,358	
登録ボランティア (注2)	個人	239	102	572	276	309	96	289	238	139	2,260
	団体	137	127	272	139	177	136	202	146	238	1,574
NPO法人 ※2	70	53	185	30	61	53	40	51	50	593	
児童館	10	11	12	9	24	10	13	14	19	122	
認可保育所定員 ※3	3,026	1,434	1,543	1,377	2,243	2,077	1,998	2,143	3,487	19,328	
日常生活圏域 (介護保険)	11	7	7	8	10	7	8	11	8	77	
特別養護老人ホーム定員	559	336	286	332	882	335	440	551	1,217	4,938	
あんしんすこやかセンター	10	7	7	8	10	7	8	9	8	74	
障害者地域生活支援センター	2	1	1	1	2	1	2	2	2	14	

【※1は平成22年12月1日、※2は平成22年3月末、※3は平成22年4月1日、その他は平成22年9月末時点の数値】

(注1) ひとり暮らし高齢者の見守り活動を行っているボランティアグループ

(注2) 各区ボランティアセンターへの登録数

## 生活協働組合コープこうべの取組み

生活協働組合コープこうべは、1921年(大正10年)の創立以来、「愛と協同」を理念とし、自発的な生活共助の組織として、すべての生活者の尊厳を認め合い、助け合いによる生活の安定と向上を目指して福祉のまちづくりを進めています。

また、多くの市民が支え合う福祉社会づくりに参画できるよう、市民、非営利組織、企業、行政などとの協働をすすめるとともに、市民による多様な福祉活動を支援しています。

具体的な取組みとして、住民同士で自立した暮らしを支え合う仕組みづくり、福祉や環境、子育てなど幅広い分野における自主・自発的に行うボランティア活動への支援、地域の課題解決を目的としたNPO法人の立ち上げ支援、非営利組織や行政などとのネットワークづくりなどを行っています。

今後も、神戸の「強み」として、市民福祉の向上に寄与することが期待されます。



コープ子育てひろばの取組み